

調査者・検査者のみなさまへ

防火設備・建築設備等に係る調査・検査について（報告種別ごとの実施区分）

防火設備・建築設備等の作動状況等については、建築物の用途・規模等に応じ対象となる報告種別（「建築物」「防火設備」「建築設備」）（※1）によって、調査・検査の方法が異なります。

報告種別ごとの実施区分を整理すると以下のとおりですので、参考にしてください（国土交通省告示・京都市建築基準法施行細則・京都市告示の改正により、令和7年7月1日以降の調査・検査に適用されます）。

1 建築物の定期報告での調査方法

平成20年国土交通省告示第282号及び令和7年3月31日京都市告示第807号のとおり調査してください（概要は以下のとおり）。

（1）建築物の定期報告での防火設備等の調査方法（概要） ※印及び下線については次頁注釈参照

調査/検査の項目			調査/検査の方法（建築項目番号※3）		
設備等の種類		観点	防火設備の定期報告の ※1		(参考:R7.7.1 改正前)
			対象	対象外	
防火設備 ※2	随時閉鎖式（防火扉、防火シャッターその他これらに類するもの）	防火設備の設置等全般	4(26)～(28)	4(26)～(28)	4(26)(27)(29)
		危害防止	(防火定報)	7(1)	7(1)
		感知器の設置	(防火定報)	7(2)	7(2)
		劣化・損傷	(防火定報)	7(3)	7(3)
		閉鎖・作動	(防火定報)	7(4)	7(4)
		物品放置等	(防火定報)	7(5)	7(5), 4(35)
		その他詳細（電源等）	(防火定報)	-	-
	常時閉鎖式（防火扉）	防火設備の設置等全般	4(26)～(28)	4(26)～(28)	4(26)(27)(29)
		危害防止	7(6)	7(6)	4(28)
		劣化・損傷	7(7)	7(7)	4(30)
		物品放置等	7(8)	7(8)	4(32)(35)
		取付け	7(9)	7(9)	4(30)
		固定	7(10)	7(10)	4(33)
	戸※2	(各種)	4(26)～(32)	4(26)～(32)	4(26)(27)(29)～(33)

（2）建築物の定期報告での建築設備の調査方法（概要） ※印及び下線については次頁注釈参照

調査/検査の項目			調査/検査の方法（建築項目番号※3）		
設備等の種類	観点	建築設備の定期報告の ※1		(参考:R7.7.1 改正前)	
		対象	対象外		
建築設備	換気設備	換気設備の設置	4(41)	4(41)	4(41)
	風道を有するもの （自然換気設備を除く）	作動	(設備定報)	7(11)	4(42)
		物品放置	(設備定報)	7(12)	4(43)
		その他詳細（風量等）	(設備定報)	-	-
	↑以外	作動	7(11)	7(11)	4(42)
		物品放置	7(12)	7(12)	4(43)
	排煙設備	排煙設備の設置	5(25)	5(25)	5(27)
	可動式防煙壁	作動	7(13)	7(13)	5(26)
	排煙機又は送風機 を有するもの	作動	(設備定報)	7(14)～(16)	5(21)(28)(34)
		物品放置	(設備定報)	5(26)	5(29)
		その他詳細（風量等）	(設備定報)	-	-
	↑以外の排煙口 （自然排煙）	作動	5(26)	5(26)	5(29)
		物品放置	5(26)	5(26)	5(29)
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置	5(33)	5(33)	5(38)
		作動	(設備定報)	7(17)	5(39)
		物品放置	(設備定報)	7(18)	5(40)
		その他詳細（照度等）	(設備定報)	-	-

2 防火設備の定期報告での検査方法

本市では、常時閉鎖式防火扉については、建築物の定期報告で報告いただきます。1(1)を御参照ください。

随時閉鎖式防火設備については、防火設備の定期報告に関して、本市独自の検査方法の指定はありません。平成 28 年国土交通省告示第 723 号のとおり検査してください。

3 建築設備の定期報告での検査方法

建築設備の定期報告に関して、本市独自の検査方法の指定はありません。平成 20 年国土交通省告示第 285 号のとおり検査してください。

(参考) 令和 7 年 7 月 1 日施行の改正前後での調査・検査の実施区分（主なもの）

	～R7.6.30	→	R7.7.1～
常時閉鎖式防火扉の作動状況等	建築物の定期調査	→	(本市では変更なし)
随時閉鎖式防火設備の作動状況等	建築物の定期調査又は 防火設備の定期検査（いずれか一方）	→	(本市では変更なし)
建築設備の作動状況等	建築物の定期調査及び 建築設備の定期検査（両方）	→	建築物の定期調査又は 建築設備の定期検査（いずれか一方）

注釈

- ※1 本市リーフレット「建築基準法に基づく定期報告制度について」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000285/285300/teiholeaf.pdf> を御参照ください。
- ※2 防火区画や排煙免除のための区画に設ける防火設備等が対象です。
これらの要求のない、延焼ライン内の外壁の防火設備については、建築定報 2(5)に記載してください。
- ※3 建築物の定期報告の調査結果表の項目番号に対応しています。「4」「5」で始まる項目の詳細は平成 20 年国土交通省告示第 282 号（最終改正：令和 7 年 1 月 29 日）を、「7」で始まる項目の詳細は令和 7 年 3 月 31 日京都市告示第 807 号をそれぞれ御確認ください。
「(防火定報)」 「(設備定報)」 とあるのは、防火設備・建築設備の定期検査でそれぞれ検査します（建築物の定期調査では実施不要）。
下線を付した項目の調査は、同等の方法で別途（調査日の前 3 年以内に）実施した調査等の記録の確認で代えることができます。

■お問合せ■ 京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 安全対策係 075-222-3613